

## 評議員報酬規程

(令和7年4月1日施行)

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人女子美術大学（以下「法人」という。）の寄附行為第61条第1項の規定に基づき、評議員の報酬、手当等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の金額・支給方法)

第2条 評議員には、評議員手当として月額1万円を支給する。

2 評議員会の議長には、議長手当として、評議員会開催1回につき1万円を支給する。

3 評議員会への出席等法人運営の業務にあたった場合は、謝礼金として日額5千円を支給する。但し、本学専任教職員には支給しない。

4 評議員手当は支給月の1日現在の状況により当月分から支給又は停止する。ただし、月の中途に就任した場合は、当該月分を支給する。

5 評議員手当、議長手当、謝礼金（以下「報酬等」という。）は本学専任教職員の給与支給日に支給する。

6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

7 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決定する。

### 付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。